

産学連携

共同研究等諸制度

本学は、教育・研究に続く第3の使命として積極的な「社会貢献」を掲げており、その一環として、共同研究、受託研究、技術指導等、産学連携を推進するための諸制度を整備しています。

○共同研究

本学の研究者と民間企業等に所属している研究者とが、共通の研究課題に共同で取り組む研究です。受入フローは、【図1】のとおりです。

○受託研究

国や民間企業等から、本学が委託を受けて行う研究です。本学が受託した研究に要する経費は、委託者に負担して頂きます。受入フローは、【図1】のとおりです。

○技術指導

学外からの委託を受け、本学の職員がその教育・研究及び技術上の専門的知識に基づき指導助言を行い、委託をした者の業務や活動を支援するものです。

これに要する経費は、委託者に負担していただきます。受入フローは、【図2】のとおりです。

○組織対応型連携

本学と民間企業等とが、個々の研究者レベルに止まらず、組織的に連携するフレームです。本学と連携先の代表者から構成される連携協議会を設置し、上記の共同研究や受託研究、インターンシップ等の個別プロジェクトの企画・管理を行います(【図3】参照)。

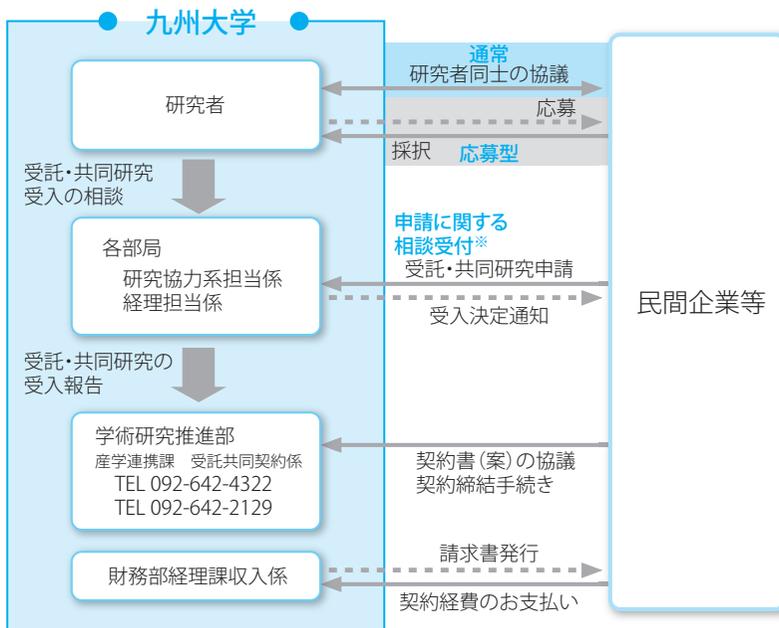
★もっと詳しく知るには

- 共同研究及び受託研究の案内
http://imaq.kyushu-u.ac.jp/cg/jk_flow.html
- 技術指導の案内
http://imaq.kyushu-u.ac.jp/cg/gsi_flow.html
- 組織対応型連携の案内
<http://imaq.kyushu-u.ac.jp/add/liaison01.html>

◆問合せ先

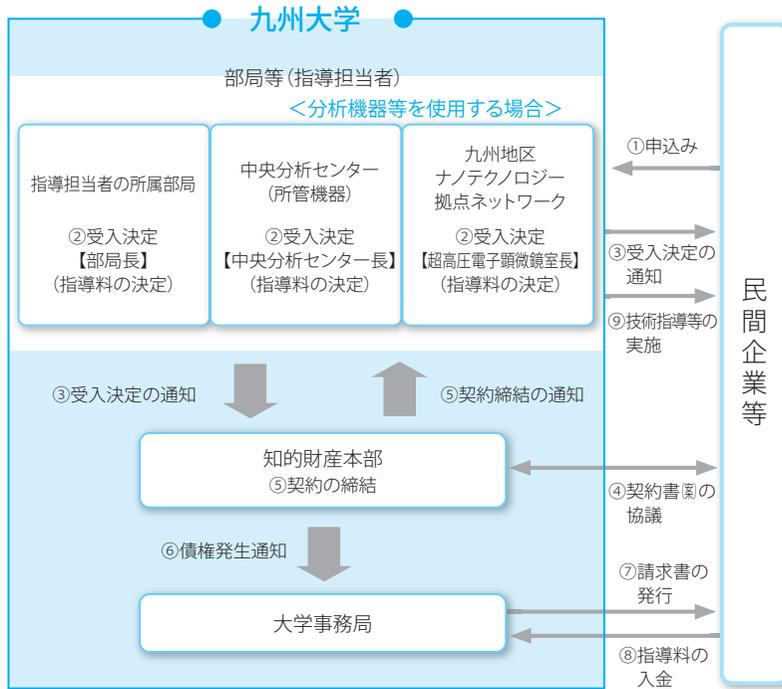
学術研究推進部産学連携課産学連携係
TEL:092-642-2128 FAX:092-642-4363
E-mail:kissangaku@jimu.kyushu-u.ac.jp

【図1】

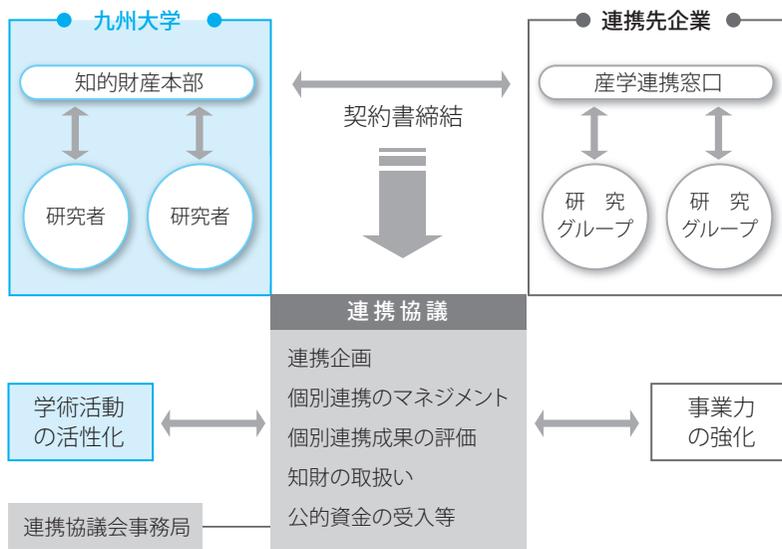


※民間機関等と本学研究者との受託・共同研究については、事務局産学連携課及び研究者が所属する部局との研究協力担当係が対応いたしますので、お気軽にご相談下さい。

【図2】



【図3】



利益相反

本学は、従来に比してより積極的な「社会貢献」を、教育・研究に続く「第三の使命」として位置付けており、その一環として共同研究、受託研究、組織対応型連携、大学発ベンチャー支援及び技術移転等、様々な産学連携活動を推進しています。

一方、産学連携活動の健全な推進を図るためには、いわゆる「利益相反」と呼ばれる状態を大学として主体的にマネジメントし、各職員が安心して産学連携活動に取り組める環境を整備する必要があります。

このことから本学では、九州大学利益相反ポリシー（平成16年3月19日評議会承認）に基づき、九州大学利益相反マネジメント要項（平成17年7月15日部局長会議承認）を制定し、利益相反マネジメントを行っています。

○利益相反とは

産学連携活動を行う上で職員等が特定の企業等から正当な利益を得る、又は特定の企業等に対し必要な範囲で責務を負うことは当然に想定され、また妥当なことです。しかしながら、真理の探求を目的とした研究を行い、高等教育を行う大学と、営利の追求を目的とした活動を行う企業とは、その基本的な性格・役割を異にすることから、産学連携活動を行うに当たり職員等が企業等との関係で有する利益や責務と大学における責任とが衝突する状況が生じ得ます。これが利益相反と呼ばれる状況であり、本学においては、マネジメントの対象とする利益相反を次のとおり整理しています。

①広義の利益相反

狭義の利益相反と責務相反をあわせた概念

②狭義の利益相反

職員等又は大学が産学連携活動に伴って得る利益（実施料収入、兼業報酬、未公開株式等）と、教育・研究という大学における責任が衝突・相反している状況。

③責務相反

職員等が主に兼業活動により企業等に職務遂行責任を負っていて、大学における職務遂行の責任と企業等に対する職務遂行責任が両立しえない状態。

④個人としての利益相反

狭義の利益相反のうち、職員等個人が得る利益と職員等個人の大学における責任との相反

⑤大学（組織）としての利益相反

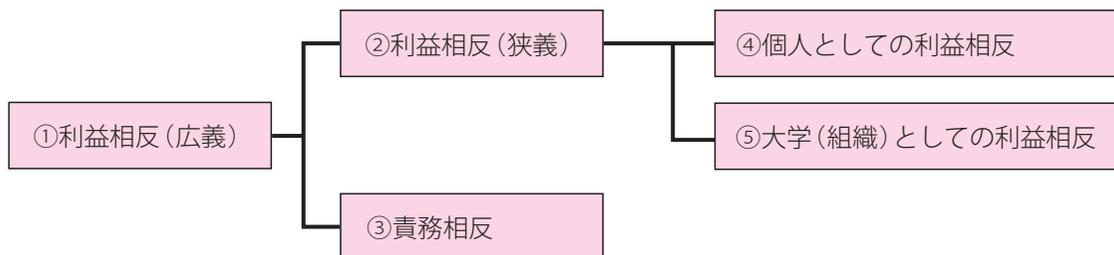
狭義の利益相反のうち、大学組織が得る利益と大学組織の社会的責任との相反

利益相反とは、「大学における責任が果たされていない」という事実を指すのではなく、社会から「大学における責任が果たされていないのではないか」という疑念を抱かれる状況を指します。よって、法令違反とは異なる概念であり、適切なマネジメントを実施することで社会への説明責任を十分に果たすことができればよいことになります。

○マネジメント体制

*利益相反マネジメント委員会

次に掲げる事項を審議する機関として、弁護士等の学内外有識者を1名以上加えた利益相反マネジメ



ント委員会を設置しています。

- ・利益相反マネジメントのための調査及び相談に関する事項
- ・利益相反に関する個別案件の審議及び勧告に関する事項
- ・利益相反マネジメントに関する外部への説明責任に関する事項
- ・その他利益相反マネジメントに関する重要事項

＊利益相反マネジメント・アドバイザー

下記の自己申告書等の内容審査、職員等からの利益相反に関する相談への対応及び職員等への事情聴取等を実施する者として、利益相反マネジメント・アドバイザーを置いています。

○マネジメント方法

毎年度1回、対象となる職員より、産学連携活動の有無、連携先からの経済的利益の獲得状況及び連携先のエクイティの保有状況等、利益相反を構成する事実関係について自己申告をいただき、必要に応じて利益相反マネジメント・アドバイザーによるヒアリング及びアドバイス等を行っています。

また、利益相反に関する相談を知的財産本部において随時受け付けています。

○臨床研究に係る利益相反マネジメント

臨床研究は、研究対象が人間であることから、被験者の人権・生命を守り、安全にこれを実施することへ格別な配慮が求められます。そこで、医系学府・研究院・研究所及び九州大学病院では、「九州大学医系における臨床研究の利益相反に関する指針」及び「医学系部局における臨床研究に係る利益相反マネジメント要項」を策定し、上記の全学的な利益相反マネジメントに加え、臨床研究に係る利益相反マネジメントを重畳的に実施しています。

★もっと詳しく知るには

- ・知的財産本部のホームページ
<http://imaq.kyushu-u.ac.jp/tc/policy.html>

◆問合せ先

学術研究推進部産学連携課産学連携係
TEL:092-642-2128 FAX:092-642-4363
E-mail:kissangaku@jimu.kyushu-u.ac.jp